

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

- 令和三年度県統計調査の実施
  - 特定施設の設置許可申請
  - 指定障害児通所支援事業者の指定
  - 保安林の指定予定
  - 漁業災害補償法の規定による同意の成立
  - 電線共同溝を整備すべき道路の指定の区間の変更
- 【公告】**
- 公共測量の実施
  - 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
  - ” ”
  - ” ”

統計分析課

環境管理課

指導監査室

治山課

水産課

道路整備課

監理課

建築指導課

建築指導課

” ”

## 目次

担当課（室）

# 令和3年9月7日 岡山県公報 第12325号

◎岡山県告示第四百八十号

令和三年度において、次の県統計調査を実施する。

令和三年九月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 一 県統計調査の名称及び目的

### 1 名称

仕事と家庭の両立支援に関する調査

### 2 目的

県内の民間事業所における仕事と家庭の両立支援等の推進に関する実態を把握し、今後の労働行政施策の基礎資料を得る。

## 二 県統計調査の対象の範囲

日本標準産業分類に掲げる大分類「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」に属し、従業者数が三十人以上の県内の民間事業所

## 三 報告をを求める事項及びその基準となる期日又は期間

### 1 報告を求める事項

- (1) 事業所に関する事項
- (2) 労働時間制度に関する事項
- (3) 働き方改革に関する事項
- (4) 育児休業制度等に関する事項
- (5) 子の看護休暇に関する事項
- (6) 介護休業制度等に関する事項
- (7) 多様な正社員制度に関する事項
- (8) 女性の活躍の推進状況に関する事項
- (9) ハラスメント対策に関する事項

### 2 基準となる期日又は期間

令和三年十月一日

# 令和3年9月7日 岡山県公報 第12325号

四 報告を求める者

二の事業所のうち二千事業所

五 報告を求めるために用いる方法

郵送調査

六 報告を求める期間

令和三年十一月一日から同年十二月三十一日まで

七 実施部課名

産業労働部労働雇用政策課

◎岡山県告示第四百八十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和三年九月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名称 岡山県

住所 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号

氏名 岡山県知事 伊原木隆太

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 岡山県農林水産総合センター水産研究所

所在地 瀬戸内市鹿忍6641番6

# 令和3年9月7日 岡山県公報 第12325号

(3) 特定施設に関する事項

区 分	新 設		新 設		新 設		新 設		新 設			
種 類	71の2-イ 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する洗浄施設 (No. 1)		71の2-イ 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する洗浄施設 (No. 2~4)		71の2-イ 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する洗浄施設 (No. 5)		71の2-イ 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する洗浄施設 (No. 6)		71の2-イ 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する洗浄施設 (No. 7)			
能 力	810×490×250 (mm)		510×490×200 (mm) × 3基		510×490×200 (mm)		1,410×450×250 (mm)		1,110×490×400 (mm)			
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに		同左		同左		同左		同左			
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後直ちに		同左		同左		同左		同左			
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後直ちに		同左		同左		同左		同左			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	断続8時間		同左		同左		同左		同左			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	0.1	1	0.3	3	0.1	1	0.1	1	同左		
	p H	5.0~9.0		同左		同左		5.0~9.0				
	B O D (mg/L)	-	-					-	-			
	C O D (mg/L)	5	10					5	10			
	S S (mg/L)	10	50					10	50			
	油 分 (mg/L)	-	-					-	-			
	T - N (mg/L)	1	7					1	7			
	T - P (mg/L)	0.1	1.3					0.1	1.3			
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	-	-					-	-			
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	検出限界値未満	検出限界値未満	-					-	検出限界値未満		検出限界値未満	-

備考 1 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

2 (No. 2~4) から排出される汚水等の水量は各特定施設からの排水量の合計を示す。

# 令和3年9月7日 岡山県公報 第12325号

区	分	新 設		新 設		新 設		新 設		新 設	
種	類	71の2-イ 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する洗浄施設（No.8）		71の2-イ 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する洗浄施設（No.9）		71の2-イ 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する洗浄施設（No.10）		71の2-イ 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する洗浄施設（No.11）		71の2-イ 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する洗浄施設（No.12）	
能	力	810×490×250（mm）		810×490×250（mm）		400L／分		2～5L／分		1,410×400×250（mm）	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後直ちに		同左		同左		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後直ちに		同左		同左		同左		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続8時間		断続週1～2回 断続1時間		断続週1～2回 断続8時間		断続週1～2回 断続1時間		断続週1～2回 断続8時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水 量（m <sup>3</sup> ／日）	0.1	1	0.1	1	同左	同左	同左	同左	同左	同左
	p H	5.0～9.0		5.0～9.0							
	B O D（mg／L）	—	—	—	—						
	C O D（mg／L）	5	10	5	10						
	S S（mg／L）	10	50	10	50						
	油 分（mg／L）	—	—	—	—						
	T - N（mg／L）	1	7	1	7						
	T - P（mg／L）	0.1	1.3	0.1	1.3						
	大腸菌群数（個／cm <sup>3</sup> ）	—	—	—	—						
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（mg／L）	検出限界値未満	検出限界値未満	—	—							

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

# 令和3年9月7日 岡山県公報 第12325号

区	分	新 設		新 設		新 設		新 設		新 設	
種	類	71の2-イ 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する洗浄施設 (No.13)		71の2-イ 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する洗浄施設 (No.14)		71の2-イ 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する洗浄施設 (No.15)		71の2-イ 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する洗浄施設 (No.16)		71の2-イ 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する洗浄施設 (No.17)	
能	力	660×385×250 (mm) ×2槽		300×470×280 (mm)		345×1,360×200 (mm)		1～3 L/分		1,880×465×200 (mm)	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後直ちに		同左		同左		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後直ちに		同左		同左		同左		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続週1～2回 断続8時間		同左		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	0.1	1	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
	p H	5.0～9.0									
	B O D (mg/L)	-	-								
	C O D (mg/L)	5	10								
	S S (mg/L)	10	50								
	油 分 (mg/L)	-	-								
	T - N (mg/L)	1	7								
	T - P (mg/L)	0.1	1.3								
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	-	-								
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	-	-									

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

# 令和3年9月7日 岡山県公報 第12325号

区	分	新 設	新 設	新 設	新 設	新 設					
種	類	71の2-イ 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する洗浄施設（No.18）	71の2-イ 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する洗浄施設（No.19）	71の2-イ 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する洗浄施設（No.20,21）	71の2-イ 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する洗浄施設（No.22）	71の2-イ 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する洗浄施設（No.23,24）					
能	力	810×400×250（mm）	1,080×345×200（mm）	1,410×400×200（mm） ×2基	1,080×345×200（mm）	810×420×180（mm） ×2基					
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに	同左	同左	同左	同左					
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後直ちに	同左	同左	同左	同左					
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後直ちに	同左	同左	同左	同左					
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続週1～2回 断続1時間	断続週1～2回 断続8時間	断続週1～2回 断続1時間	同左	同左					
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量（m <sup>3</sup> /日）	0.1	1	0.1	1	0.2	2	0.1	1	0.2	2
	p H	5.0～9.0		同左		同左		同左		同左	
	B O D（mg/L）	—	—								
	C O D（mg/L）	5	10								
	S S（mg/L）	10	50								
	油 分（mg/L）	—	—								
	T-N（mg/L）	1	7								
	T-P（mg/L）	0.1	1.3								
	大腸菌群数（個/cm <sup>3</sup> ）	—	—								
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（mg/L）	—	—									

備考 1 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。  
 2 (No.20,21) 及び (No.23,24) から排出される汚水等の水量は各特定施設からの排水量の合計を示す。



# 令和3年9月7日 岡山県公報 第12325号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項  
該当施設なし

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	排水口1		排水口2		排水口3		雨水排水口1～5	
	新設		新設		新設		新設	
区分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
水量 (m <sup>3</sup> /日)	1,046	3,730	300	300	634	2,653	0	0
pH	7.0～9.0						—	
BOD (mg/L)	—	—	同左		同左		—	—
COD (mg/L)	1	2					—	—
SS (mg/L)	3	20	3	40	3	20	—	—
油分 (mg/L)	—	—					—	—
T-N (mg/L)	0.15	1	同左		同左		—	—
T-P (mg/L)	0.02	0.3					—	—
大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	—	—					—	—

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間 令和3年9月7日から同月28日まで

(2) 場所 岡山県環境文化部環境管理課及び瀬戸内市役所

# 令和3年9月7日 岡山県公報 第12325号

## ◎岡山県告示第四百八十二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和三年九月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

重度障害支援センターすまいるハウス

#### 2 所在地

笠岡市神島三九一四番地

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

特定非営利活動法人すまいるネットワーク

#### 2 主たる事務所の所在地

笠岡市神島四九五九番地

### 三 指定年月日

令和三年九月一日

### 四 事業所番号

三三五〇五〇〇〇三三

### 五 事業の種類別

放課後等デイサービス

◎岡山県告示第四百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

令和三年九月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

津山市加茂町小淵字陰平五九四の九一から五九四の一〇七まで、五九四の一二二、字坊ヶ谷七四八から七五一まで、七五二の二、七五二の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字坊ヶ谷七五二の三

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び津山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第四百八十四号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により、次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意は、同法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

令和三年九月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 区域 大島美の浜漁業協同組合の地区のうち、旧笠岡湾漁業協同組合の区域
- 二 区分 主として小型機船底びき網漁業を営む漁業

# 令和3年9月7日 岡山県公報 第12325号

## ◎岡山県告示第四百八十五号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路の指定の区間を次のとおり変更した。

令和三年九月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一七九号
- 三 指定の区間

区間	新旧別	延長(m)	指定の部分
津山市小田中二一九一番三地从先から 津山市二宮一九三一七番七地从先まで	新	七八二・〇	上下線
津山市小田中二一九一番三地从先から 津山市二宮一九三一七番六地从先まで	旧	七三〇・〇	上下線

# 令和3年9月7日 岡山県公報 第12325号

〔三七四〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、岡山河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和三年九月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

旭川中上流域	測量区域
公共測量（空中写真測量、数値地形図作成）	測量の種類
令和三年八月二十五日から令和四年二月二十八日まで	測量期間

# 令和3年9月7日 岡山県公報 第12325号

〔三七五〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年九月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市岡谷字蓮池下五六〇―九

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市中島二七―一モデルノブローテC二〇二

渡邊 悟志

三 許可年月日及び許可番号

令和三年五月十一日岡山県指令建指第四三号

# 令和3年9月7日 岡山県公報 第12325号

〔三七六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年九月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市南溝手字高木四四四一六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市中区原尾島八七九一―一パティオⅡ三〇一

黄江 泰晴

三 許可年月日及び許可番号

令和三年七月二十六日岡山県指令建指第一四五号



# 令和3年9月7日 岡山県公報 第12325号

〔三七七〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年九月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市立川字下沢四七〇―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

赤磐市立川六七九

元宗 宏寿

三 許可年月日及び許可番号

令和三年六月二十五日岡山県指令建指第一〇〇号